

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

大 交 協 第 号
令和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 大網白里市地域公共交通活性化協議会
住 所 千葉県大網白里市大網 115 番地 2
代 表 者 氏 名 会長

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

大網白里市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割	大網白里市地域公共交通計画 10、13～15、17、69～70、75、79 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	大網白里市地域公共交通計画 10、13～15、17、69～70、75、79 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	大網白里市地域公共交通計画 75、79 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	大網白里市地域公共交通計画 82～84 ページ

（添付資料）

- ・ 上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・ 要綱第 17 条第 1 項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

令和８年 月 日

大網白里市地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大網白里市では、平成２０年６月に「大網白里町地域公共交通活性化協議会」を設立。平成２１年３月には「大網白里町地域公共交通総合連携計画」を、平成２９年３月には「大網白里市地域公共交通網形成計画」を、令和４年３月には「大網白里市地域公共交通計画」を策定しこれらの計画に基づき、持続可能な公共交通の実現に向け、各種事業を実施してきた。

市内には、ＪＲ外房線及びＪＲ東金線、民間バス会社による路線バスが運行しているものの、鉄道駅やバス停留所が最寄り１kmにない公共交通空白地域が存在しており、これを解消するとともに、高齢者や運転免許自主返納者など、交通弱者の買い物や通院などの日常生活の交通手段を確保するため、増穂地区・白里地区・瑞穂地区にてコミュニティバスを運行している。

本市の高齢化率は年々上昇しており、交通弱者の増加が見込まれることから、地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバスの運行を確保・持続することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(１) 事業の目標

①増穂地区コミュニティバス

事業年度	目標値（利用者数、収支率）	
R 9 (R 8. 10～R 9. 9)	1 便平均利用者数	9. 5 人
	1 日平均利用者数	7 6 人
	年間利用者数	2 7, 7 4 0 人
	収支率	2 1. 0 %
R 1 0 (R 9. 10～R 1 0. 9)	1 便平均利用者数	9. 7 人
	1 日平均利用者数	7 7. 6 人
	年間利用者数	2 8, 3 2 4 人
	収支率	2 2. 0 %
R 1 1 (R 1 0. 10～R 1 1. 9)	1 便平均利用者数	9. 9 人
	1 日平均利用者数	7 9. 2 人
	年間利用者数	2 8, 9 0 8 人
	収支率	2 3. 0 %
参考（実績値） R 7 (R 6. 10～R 7. 9)	1 便平均利用者数	8. 9 人
	1 日平均利用者数	7 1. 2 人
	年間利用者数	2 6, 1 4 5 人
	収支率	2 0. 2 %

②白里地区コミュニティバス

事業年度	目標値（利用者数、収支率）	
R 9 (R 8. 10～R 9. 9)	1 便平均利用者数	2. 6 人
	1 日平均利用者数	15. 6 人
	年間利用者数	3, 760 人
	収支率	13. 0%
R 10 (R 9. 10～R 10. 9)	1 便平均利用者数	2. 8 人
	1 日平均利用者数	16. 8 人
	年間利用者数	4, 082 人
	収支率	14. 0%
R 11 (R 10. 10～R 11. 9)	1 便平均利用者数	3. 0 人
	1 日平均利用者数	18. 0 人
	年間利用者数	4, 374 人
	収支率	15. 0%
参考（実績値） R 7 (R 6. 10～R 7. 9)	1 便平均利用者数	2. 1 人
	1 日平均利用者数	12. 6 人
	年間利用者数	3, 113 人
	収支率	11. 5%

③瑞穂地区コミュニティバス（令和8年4月1日運行開始）

事業年度	目標値（利用者数、収支率）	
R 9 (R 8. 10～R 9. 9)	1 便平均利用者数	3. 2 人
	1 日平均利用者数	22. 4 人
	年間利用者数	8, 176 人
	収支率	10. 0%
R 10 (R 9. 10～R 10. 9)	1 便平均利用者数	3. 4 人
	1 日平均利用者数	23. 8 人
	年間利用者数	8, 687 人
	収支率	11. 0%
R 11 (R 10. 10～R 11. 9)	1 便平均利用者数	3. 6 人
	1 日平均利用者数	25. 2 人
	年間利用者数	9, 198 人
	収支率	12. 0%
参考（実績値） R 8 (R 8. 4～5)	1 便平均利用者数	2. 9 人
	1 日平均利用者数	20 人
	年間利用者数	
	収支率	

(2) 事業の効果

①増穂地区コミュニティバス

コミュニティバスを運行することにより、増穂地区に存在する公共交通空白地域（清名幸谷、上谷新田、南横川等）の大部分が解消され、高齢者や運転免許自主返納者等の移動手段の確保並びに外出支援が可能になる。

②白里地区コミュニティバス

コミュニティバスを運行することにより、白里地区に存在する公共交通空白地域（北今泉5区、細草8区、四天木9区等）の大部分が解消され、高齢者や運転免許自主返納者等の移動手段の確保並びに外出支援が可能になる。

③瑞穂地区コミュニティバス（令和8年4月より運行開始）

コミュニティバスを運行することにより、瑞穂地区に存在する公共交通空白地域（ながた野、みずほ台、萱野等）の大部分が解消され、高齢者や運転免許自主返納者等の移動手段の確保並びに外出支援が可能になる。

（大網白里市地域公共交通計画 13～15、82ページ参照）

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・運行便数、運行ルートの見直し（大網白里市、交通事業者、地域）
- ・バス停情報のオープンデータ化（大網白里市、交通事業者）
- ・商業施設等と連携した割引サービスや企画切符の発行（地元企業等、事業者、大網白里市）
- ・地元自治会等にモビリティ・マネジメントを実施（大網白里市、地域）
- ・コミュニティバスへの有料広告掲載（大網白里市、地域）

（大網白里市地域公共交通計画 75ページ～81ページ参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

市と運行事業者間で委託契約を締結し、毎月定額を市から運行事業者へ支出する。

増穂地区コミュニティバス：27,210,876円（令和8年度支出予定額）

白里地区コミュニティバス：10,479,287円（令和8年度支出予定額）

瑞穂地区コミュニティバス：20,038,135円（令和8年度支出予定額）

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支率について、数値指標による評価を実施

7. 別表 1 の補助対象事業の基準木だし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

別添表 5 のとおり

11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和8年6月19日 地域公共交通計画別紙等について協議、承認を得る。

19. 利用者等の意見の反映状況

【増穂地区コミュニティバス】

平成24年4月の運行開始から複数回、ダイヤ改正やルートの見直しを実施しており、これらは、市民・利用者アンケートの結果や運行事業者とのヒアリング結果に基づき行ったものである。直近では、令和3年4月に、以前から利用者より要望があがっていたICカードでの運賃支払いを導入した。

【白里地区コミュニティバス】

平成30年10月から開始した実証運行期間中に市民・利用者アンケートの結果を参考に、白里地区内だけでなく、大網市街地へ向かう運行ルートの設定を実施し、令和3年10月の本格運行移行時には、利用状況や利用者意見を反映した運行計画へと変更を行った。

また、令和6年4月に運行ルートの変更・上り便を1便増便し、利用者数が増加した。

【瑞穂地区コミュニティバス】

事前にアンケート・住民説明会等で行き先等の要望調査を行い、令和8年4月より運行を開始した。

他の路線と同様に、利用状況等を確認しながら、適宜運行計画の変更を行っていく。

なお、3路線ともに、更なる利便性向上を図るため、回数券・乗継ぎ割引券を導入している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県大網白里市大網115番地2

(所 属) 大網白里市企画政策課

(氏 名) 齋藤 裕輝

(電 話) 0475-70-0315

(e-mail) kikakuseisaku@city.oamishirasato.lg.jp

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フイダー系統)

令和9年度														
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フイダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大網白里市	京成バス千葉 イースト(株)	(1) 増穂地区コミュニティバス (左回り循環)	中部コミュ ニティセブ ンター	清名幸谷 大網駅 南横川	中部コミュ ニティセブ ンター	24.3km 循環	365 回	1,460 回			路線定期運行	①	大網駅での9月開校及びJR東巻線と接続。 また、同バス内で地域間幹線系統、大網駅 ～白子駅前、小浜区道(株)大網駅～サッ ライズ大十九里線と接続。	③
		(2) 増穂地区コミュニティバス (右回り循環)	中部コミュ ニティセブ ンター	南横川 清名幸谷	中部コミュ ニティセブ ンター	24.3km 循環	365 回	1,460 回			路線定期運行	①	大網駅での9月開校及びJR東巻線と接続。 また、同バス内で地域間幹線系統、大網駅 ～白子駅前、小浜区道(株)大網駅～サッ ライズ大十九里線と接続。	③
	秋葉タクシー(有)	(3) 白里地区コミュニティバス	白里公民 館	コスモス荘 カシミ 大網病院	大網白里 市役所	往 22.6km 復 22.6km	241 回	723 回			路線定期運行	①	大網駅での9月開校及びJR東巻線と接続。 また、同バス内で地域間幹線系統、大網駅 ～白子駅前、小浜区道(株)大網駅～サッ ライズ大十九里線と接続。	③
	秋葉タクシー(有)	(4) 瑞穂地区コミュニティバス	永田駅	ながに野2丁目 みずほ3丁目 豊野	大網病院	往 13.4km 復 13.4km	365 回	1,277.5回			路線定期運行	①	大網駅での9月開校及びJR東巻線と接続。 また、同バス内で地域間幹線系統、大網駅 ～白子駅前、小浜区道(株)大網駅～サッ ライズ大十九里線と接続。	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フイダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

資料5-5

市区町村名	大網白里市
-------	-------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	42,987
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
大網白里市地域公共交通計画	令和4年3月15日	

(1)記載要領

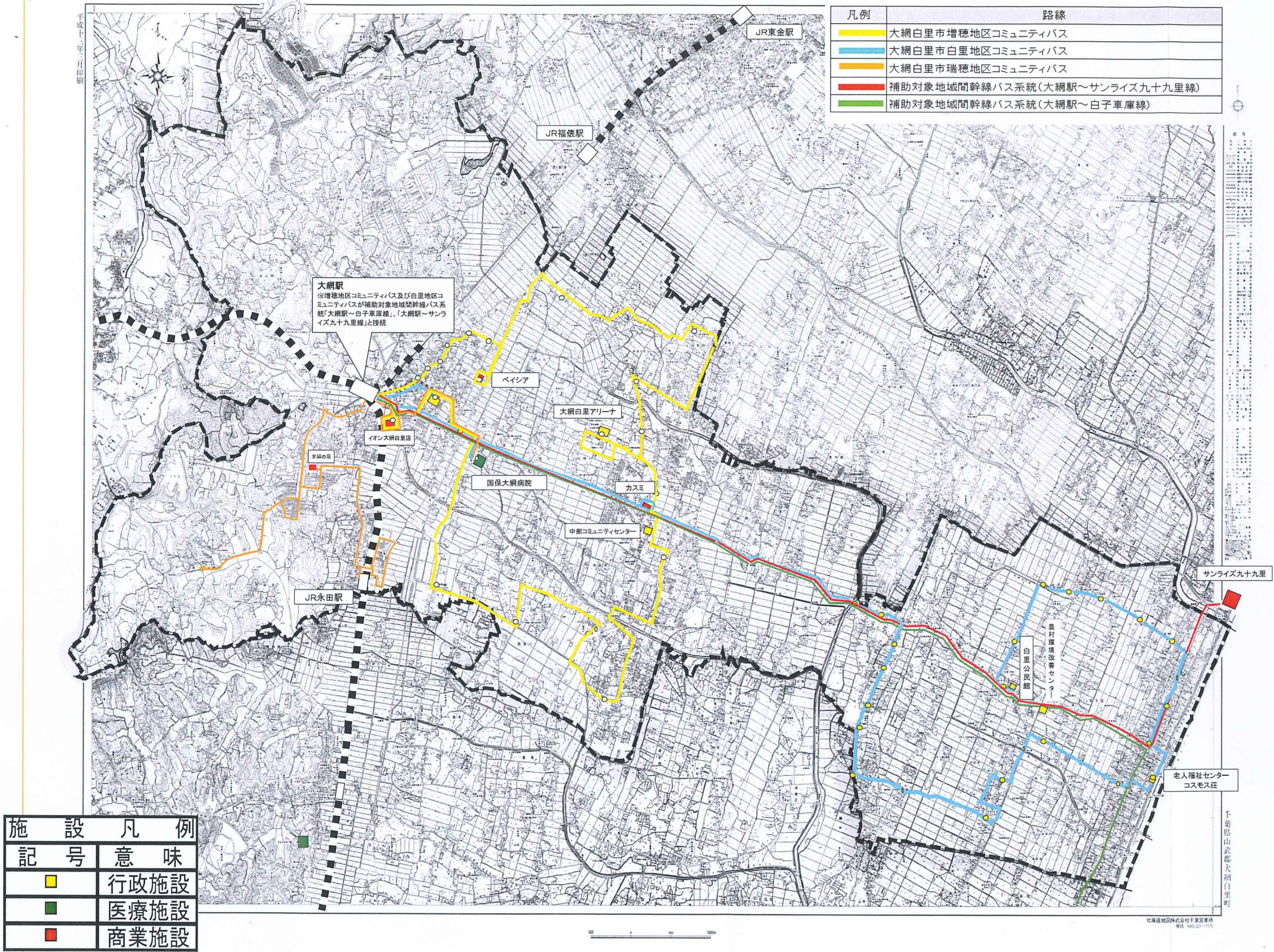
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表1別添 運行系統図

資料5-6



理由書

令和 9 年度陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）における、地域公共交通計画の認定の申請について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 1 項に定められた地域公共交通確保維持事業の補助対象期間における必要事項を記載して認定の申請を行うべきところですが、「大網白里市地域公共交通計画」の計画期間は「令和 9 年 3 月 31 日」を満了日としており、補助対象期間に満たない期間が 6 カ月（令和 9 年 4 月 1 日～9 月 30 日）ございます。

当市については、令和 9 年 4 月 1 日から 5 年間を計画期間とする、第 2 次大網白里市地域公共交通計画を今年度中に策定することとしており、当該公共交通計画に補助対象期間に満たない期間における必要事項を記載いたします。

ついては、当市の地域公共交通計画が、要綱第 17 条第 1 項に定める合理的理由があると認めて頂けますようお願い申し上げます。

令和 8 年 6 月 日

大網白里市地域公共交通活性化協議会
会長

(地域公共交通計画)

第17条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、次条において準用する第8条第1項の認定の申請に必要な地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない場合について、その満たない計画期間が6月以下である場合には、合理的理由があると認められるときは、当該地域公共交通計画の計画期間内とみなす。

一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

2 前項の地域公共交通計画には、次に掲げる事項について具体的に記載した書類を添付するものとする。

一 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

二 前項第一号の運行系統の概要及び運送予定者

三 前項第一号の運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

3 第16条第2項又は第3項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項及び第2項に掲げる事項のうち利便増進計画又は運送継続計画に記載された事項については、記載を省略することができる。

表5別添 人口集中地区の分布

資料5-8

